

久留米市告示第 127 号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項2号ロの規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のように指定する。

平成24年 4月 1日

久留米市長 榎原 利則

地域の類型	当てはめる地域
A	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づき指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)により第1種区域に区分された地域
B	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
C	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

備考

この表は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条に規定する臨港地区並びに航空法(昭和27年法律第231号)第2条に規定する空港等については適用しない。